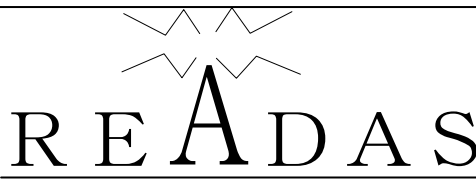


第 4845 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 10月 31日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 自社商品の値引き販売をするとき

**Q**：自社商品を値引き販売する場合、その値引率によっては給与として課税される場合がありますようですが、どんな場合ですか？

**A**：コスト割れして販売する場合や、通常販売価額のおおむね70%相当額未満で販売する場合は、源泉徴収の必要が生じます。

### 【解説】

会社が、役員又は使用人に対し、自社の商品又は製品（有価証券及び食事を除きます）を値引して販売する場合は、次の要件のいずれにも該当する場合に限り課税が行われないこととされています。

- ①値引販売に係る価額が、会社の取得価額肚であり、かつ、通常他に販売する価額に比べて著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね70%未満）でないこと
- ②値引率が、役員もしくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- ③値引販売等をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること  
ただし、会社が、役員又は使用人に対し、自社の商品、製品又は他から購入した物品（有価証券及び食事を除きます）を無償で支給した場合には、現物給与の支給があったものとして課税されます。

